

道路交通法改正

12月1日から改正道路交通法が施行され、**自転車**が道路の**右側にある路側帯を走ることが禁止**される。違反した場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金となる。

路側帯とは歩道がない道路のうち、道路の端に設けられた歩行者や自転車の通行スペースで、車道と白線で隔てられている。自転車などの軽車両は、これまで歩道がない道路では、左側・右側どちらの路側帯も通行することができた。改正後は進路左側の路側帯に限定される

その他の改正
(一部) ブレーキのない自転車・・・命令違反は5万円以下の罰金
無免許運転・・・3年以下の懲役、50万円以下の罰金

自転車マナーについて

以前より自転車の乗り方、マナーについては注意喚起して参りました。もう一度下記の内容について確認して、交通事故を未然に防ぐマナーを身につけましょう。

- ① 並列走行をしない。
- ② イヤホンをつけての運転の**禁止**。
- ③ 携帯電話・スマートフォンを使用しながらの運転の**禁止**。
- ④ 急な飛び出し、信号のない場所での横断をしない。
- ⑤ 一時停止など道路交通法を守りましょう。
- ⑥ 逆走（右側走行）の禁止。

